

一般社団法人 北九州青年会議所運営規程

第1条 目 的

この規程は北九州青年会議所の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2条 定 例 会

当会議所の定例会は原則として、毎日9日18時30分よりとする。

第3条 常任理事会

常任理事会は毎月1回以上之を開催する。

第4条 常任理事会の構成

1. 常任理事会は正副理事長及び専務理事・常務理事・常任理事をもって構成する。
2. 直前理事長・監事および顧問は常任理事会に出席し意見を述べる事が出来る。

第5条 室及び委員会

当会議所は、その事業目的達成の為次の室及び委員会をおく。

但し、各委員会活動以外の事業活動を行なう場合は理事会の決議により会議・特別室及び特別委員会を置くことができる。

常務室

事務局
戦略広報委員会

総務室

総務DX推進委員会

例会室

例会委員会

会員拡大室

共創拡大委員会

未来人材育成室

未来人材育成委員会

未来地域創造室

地域力創造委員会

台北交流室

台北交流発展委員会

国際交流室

国際交流発展委員会

アカデミー室

アカデミー委員会

第6条 室長及び正副委員長

各室に室長を1名置く。

室長は管轄する委員会の円滑な運営をする為、助言を為し、また理事長へ進言する。

委員長は委員会を代表し、その活動を統轄する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を代行する。

第7条 室 会 議

室会議は毎月1回以上之を開催する。

第8条 室会議の構成

室会議は室長、各委員長及び副委員長をもって構成する。

第9条 委員会活動

委員会は当会議所の目的達成のため理事会、総会より委任又は承認を受けた範囲で定款第5条に定める事業を分担遂行する。

但し、必要に応じて全委員会又は一部委員会が共同して事業を行なうことが出来る。

委員は委員会活動が当会議所目的達成の主要機関であることを深く認識して、委員会活動を伴う諸行事、諸会議にはつとめて出席をおこたらないこと。

第10条 入 会

入会に関する規則は、別に定める入会規程による。

第11条 休 会

休会に関する規則は、別に定める会員規律維持規程による。

第12条 退 会

退会に関する規則は、別に定める会員規律維持規程による。

第13条 会 報

当会議所は各月の事業報告の会報誌を発行する。

第14条 慶 弔

会員及び家族の慶弔に関して次の規程により慶弔慰金を贈る。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 会員の結婚 | 10,000円 |
| (2) 会員の病気 | 5,000円 |
| | (但し入院の場合のみ) |
| (3) 会員の死亡 | 30,000円 |
| | 及び花輪・弔辞 |
| (4) 配偶者の死亡 | 10,000円 |
| | 及び花輪 |
| (5) 家族（一親等）の死亡 | 5,000円 |
| | 及び花輪 |
| (6) 出生 | 5,000円 |
| (7) 火災 | 10,000円 |
| (8) その他 | |

理事長が必要と認めた場合、正副理事長に於いて適宜対応し、理事会にて報告する。

一般社団法人 北九州青年会議所 会員規律維持規定

第1条（目 的）

本規定は、（一社）北九州青年会議所会員が、本会議所の事業を積極的に遂行する為に努めて本会議所事業に出席することを促すとともに、それに必要な規律を定め、その維持を計る事を目的とする。

第2条（出 席）

会員は例会、委員会、その他JCに関する会合に出席する権利と義務を等しく有する。特にJC運動の基本的会合である例会、委員会には努めて出席しなければならない。

2. 例会、委員会への出席を促す為、年間出席基準回数（以下基準回数）を定め、会員は基準回数の出席を達成する様努めなければならない。
3. 第2項の基準回数は、例会、委員会夫々月1回（例会、委員会が月2回以上開催される場合は、何れかの出席を以って1回とする）として、月間2回、年間24回と規定する。但し在籍1年未満の会員の基準回数は、在籍月数に2を乗じたものとする。
4. 会員が当該月の例会、委員会に止むを得ず出席出来ない場合は、当該月に限って、他の委員会あるいはその他JCに関する会合への出席をもって振り替えることが出来る。
5. その他JCに関する会合とは
 - (1) 北九州青年会議所の主催する行事
 - (2) ブロック会員大会
 - (3) 九州地区会員大会

- (4) 全国会員大会
 - (5) JCIコンファレンス
 - (6) JCIワールド कांग्रेस
 - (7) 他LOMに関する会合
 - (8) 福岡ブロックに関する会合
 - (9) 九州地区協議会に関する会合
 - (10) 日本JCに関する会合
 - (11) その他理事会で認めた行事及び会合
6. 第5項に規定する会合等に出席して、例会、委員会の出席を振り替える場合には、当該会員より事務局へその旨通知しなければならない。
7. 委員会に所属していない役員は、理事会の出席をもって委員会出席とみなす。
8. 基準回数が2分の1に満たない会員に対し、理事長が退会の勧告を為し、これに応じない場合は、定款第2章第18条第4項により所定の手続きを経て除名することができる。

第3条（会員および入会金）

入会金	正会員	60,000円
会費	正会員	160,000円

但し、入会並びに退会する年度の会費は、その年度の在籍月数に会費の月割分を乗じた金額とする。

2. 会員は、年会費の補填に充てるため特別会費を負担する。
3. 前項の特別会費の金額については、総会において決定する。

第4条（会費の納入）

会費は所定の年額を前後半期に分割して徴収する。

2. 前半期は前年度12月に、後半期は6月に夫々その半期分の会費の請求書を事務局より発送する。

その納入期限は夫々2月28日、8月31日とする。

3. 納入期限を過ぎた未納者に対して事務局は直ちに会費納入の催促を行なうとともに推薦者に対して催促依頼を行ない、当該会員の氏名を理事会に報告する。
4. 前項の催促にも拘わらず、夫々3月、9月末日を過ぎて、なお滞納している会員に対して事務局は最終納入期限を定めて、第2回の催促を行なうと同時に、会費納入義務不履行による除名の警告を郵便配達証明の手続きを経た文章にて行なう。

又、推薦者に対して当該会員が除名対象者である旨、文書で通知し再度会費納入の催促依頼を行なうと共に、その旨理事会に報告する。
5. 前項の催促にも拘わらず会費納入を行わない会員に対しては、定款第17条第1項第3号の会員除名規定を適用する。
6. 止むを得ない理由により分割納入を希望する者は、専務理事の許可を得て、最小四半期毎の分割納入を行なうことができる。

第5条（会員失格）

定款第17条に定められた退会の手続きは下記の通りとする。

- (1) 退会しようとする会員は原則として推薦者の了解を得て退会届を事務局を通じ理事会に提出しなければならない。
 - (2) 理事会の承認を以って退会とする。
 - (3) 退会する会員は退会届提出月までの会費を納入しなければならない。
 - (4) 退会した会員の氏名は理事会報告で公表する。
2. 定款第17条に定められた除名の手続きは次の通りとする。

- (1) 総会に於いて除名を審議する場合には、当該会員に総会で弁明する機会を与える為、少なくとも総会開催日より10日以前に文書でその旨を本人並びに推薦者に通知するものとする。
- (2) 当該会員が弁明の為に出席する場合には推薦者を同伴することをさまたげない。
- (3) 除名した会員の氏名は理事会報告で公表する。

第6条（休会）

会員が病気、転勤、海外出張等不当な事由により6ヶ月以上の長期間本会に出席不可能なる場合は規程の休会届を事務局に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2. 休会期間中の会費は2分の1とする。
3. 休会中の正会員は出席の義務を免除され、正会員としての表決権は停止される。
4. 休会の期限は休会承認日より1年以内とする。
但し理事会の承認ある場合は更に1年迄延長出来るものとする。
5. 休会中の会員が復帰する時は復帰願いを理事会に提出し、承認を得るものとする。
6. 休会希望期間を過ぎて復帰願いが提出されない場合は復帰したものとみなす
7. 復帰した会員はその月以降の会費を速やかに納入する。
8. 復帰した会員の基準回数は12ヶ月よりその年度の休会した月数を除いた数に2を乗じたものとする。

一般社団法人 北九州青年会議所入会規定

第1条（目的）

本規定は定款第2章第7条に規定する正会員の入会に関する規則を定めることを目的とする。

第2条（正会員としての入会資格）

1. 正会員として入会を希望する者は入会審査を受けなければならない。
2. 入会審査を受けるために下記の条件を満たしていなければならない。
 - (イ) 定款第2章第7条に規定した資格を有すること。
 - (ロ) 正常な事業に従事する者であること。
 - (ハ) 健全な社会人としての良識と教養を有すること。
 - (ニ) 本会議所の諸行事に参加する意志と能力を有すること。
 - (ホ) 会費その他負担金を納入する意志と能力を有すること。
 - (ヘ) 第7条1項に定められた書類を提出し、第8条記述の入会審査会開催月より卒業する月まで36ヶ月以上有していること。
 - (ト) 推薦者は原則として2名必要とする。
 - (フ) 上記の条件にあてはまらないが、それに準ずるカリキュラム及び条件を満たす者は、入会審査委員の協議により入会審査を受ける事ができる。
 - (リ) 仮入会期間を満了していること。
 - (ス) 反社会勢力との関わりが一切ないこと。

但し、第10条、11条、入会規定附則に規定する再入会者、移籍入会者及び入会附則適用者については理事会の承認をもって上記期間24ヶ月を上限として短縮することができる。

第3条（推薦者の資格）

1. 正会員として入会を希望する者に対し、正会員もしくは特別会員2名以上の推薦者が必要であり、そのうち少なくとも2名は正会員でなければならない。
2. 推薦者となる正会員の内、少なくとも1名は以下の条件を満たしていること。
 - (イ) 本会議所に2年以上在籍し、会費等負担金を完納していること。
 - (ロ) 本会議所卒業までに少なくとも24ヶ月を有していること。
 - (ハ) 過去1年間の例会と委員会の出席合計が12回以上であること。
3. 推薦する2名の正会員が第3条2項の条件を満たしていない場合は、条件を満たす正会員1名を必要とし、推薦者を3名とする。

第4条（推薦者の責任）

1. 推薦者は入会を希望する者に対し必ず面接し、本人については十分なる認識をもち、責任ある推薦を行なうと共に仮入会を薦めるうえでの説明（以下仮入会面談）を行い、青年会議所の主旨と活動内容につき充分理解させなければならない。
2. 仮入会面談では、下記の事項について説明を行う必要があり、入会に関する必要な資料を配布する。
 - (イ) 北九州青年会議所定款・諸規定について
 - (ロ) 第7条に定められた入会申込手続きに必要な資料について
 - (ハ) その他入会に関する参考資料について
 - (ニ) 仮入会カリキュラムの日程について
 - (ホ) 仮入会者としての心構えについて
 - (ヘ) 仮入会者としての心得について

- (ト) 仮入会者としてのマナーについて
3. 正会員の推薦者は入会を薦めた新入会員に対して、下記の責任を負う。但し、責任期間は新入会員として入会した月より起算して2ヵ年とする。
- (イ) 正会員としての活動に関する権利・義務の遂行及び品行についての監督・指導を行なうこと。
- (ロ) 被推薦者が会費等負担金を最終納入期限を過ぎても支払わない場合、その期限後1ヶ月以内に推薦者同志連帯して立替えること。但し、推薦者が2年以内に特別会員となった場合にもその責務は負う必要がある。

第5条（仮入会規定）

1. 仮入会者は青年会議所についての基礎知識の研究と共に青年会議所運動を理解していただく為、入会を希望する者は仮入会面談後仮入会し、仮入会カリキュラムを受講し完了しなければならない。
- (イ) 仮入会は正会員の責任ある推薦が1名以上必要とする。
- (ロ) 仮入会者は、第7条に定められた入会申込手続きに必要な資料を事務局に提出しなければならない。
2. 仮入会者は以下の仮入会カリキュラムの出席をもって仮入会期間の完了と認められ、入会審査の対象となる。
- (イ) 入会担当委員会が開催する入会説明会の出席
- (ロ) 月例会1回以上の出席
- (ハ) 青年会議所が開催する委員会または事業に1回以上の出席
3. 正会員の責任ある推薦が1名以上あった者が、第5条2項に定められた仮入会カリキュラム参加初日から仮入会カリキュラムを完了する日までを仮入会期

間とし、この期間を仮入会者とする。

4. 仮入会期間の諸経費は仮入会者の実費負担とし、担当委員会は仮入会カリキュラムに出席する仮入会者に対し必要な資料を贈呈または販売する。
5. 仮入会者は仮入会期間を通じて青年会議所運動を充分理解すると共に正会員の義務履行の可能性について自己審査をなし、明確な意志をもって第7条1項・2項に定める入会申込手続きに必要な資料を提出し入会を申請すること。
6. 入会審査の対象となる期間は、仮入会カリキュラムに参加した初日から起算して2ヵ年以内とする。この期間を過ぎて入会審査を受けることはできず、この期間を経過して入会を希望する者は、再び正会員の責任ある推薦のもと仮入会面談を受け仮入会しなければならない。

第6条（入会説明会）

1. 入会担当委員会は入会を希望する仮入会者を対象として入会説明会を設け、原則として毎月開催する。
2. 入会説明会には推薦者も出席することが望ましい。
3. 入会担当委員会は入会説明会に於いて、入会を希望する仮入会者・推薦者に対し下記の事項につき説明を行なう。
 - (イ) 入会を希望する者の入会諾否を審議・内定するために別に設ける入会審査会の開催日時および概要
 - (ロ) 入会審査の対象となる資格事項
 - (ハ) 本規定第2条に規定する正会員としての入会資格
 - (ニ) 入会後の正会員としての権利・義務に関する規定
 - (ホ) その他必要と認められる事項

第7条（入会申込手続）

1. 入会を希望する者は下記に定める書類を仮入会カリキュラムの期間中に提出すること。
 - (イ) 入会志望書
 - (ロ) 入会申込書
 - (ハ) 推薦書
 - (ニ) 住民票
 - (ホ) 身分に関する証明
 - (ヘ) 出席カード
 - (ト) 入会希望者調書
 - (フ) 写真4枚（カラー、5cm×5cm、スーツ ※男性はネクタイ着用）
 - (リ) 反社会的勢力排除表明・確約に関する同意書
 - (ス) その他必要な資料
2. 入会を理事会で承認された者は、下記に定める書類を速やかに事務局に提出すること。
 - (イ) 入会誓約書
 - (ロ) 会員調査用紙
 - (ハ) その他必要な資料

第8条（入会審査会および入会審査委員会）

1. 入会を希望する者の入会資格を総合的に審査し、入会の諾否を内定するため入会審査委員会を設け、入会審査会は原則として年6回、2月・4月・6月・8月・10月・12月に開催する。
2. 入会審査委員会は、常任理事を以って構成し、審査委員長は直前理事長が之に当る。
 - (イ) 審査委員長は入会審査委員会構成メンバーの中より審査副委員長を指名し、審査委員長がやむを得ぬ事由により欠席の場合、審査副委員長がその職務を代行する。

尚、オブザーバー出席を希望する者は審査委員長の許可を要す。

- (ロ) 入会審査会には少なくとも1名以上の監事の立会を要す。
3. 入会審査会は入会審査委員会構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席委員全員の賛同によってのみ可決する。
 4. 審査委員長は、会員より入会を希望する者に関する意見を求める為、原則として入会審査会開催の30日以前に入会を希望する者を会員に紹介することを要す。
 5. 会員は入会を希望する者の入会に関し、審査委員長又は、入会審査会に対し、口頭又は、文章をもって意見をのべることができる。
 6. 入会審査会は本規定第7条1項・2項に規定する必要書類の提出を完了した者を、推薦者少なくとも1名と共に招き入会審査会を行なう。なお、推薦者のうち、正会員1名の出席を必要とする。
 7. 入会審査会は、本規定第7条1項・2項に規定する書類、入会担当委員会よりの上申書、出席者からの意見聴取等を通じて本規定第2条の入会資格に加え、以下各項の確認を行なう。
 - (イ) 入会希望理由
 - (ロ) 推薦理由
 - (ハ) 前に他の青年会議所の会員であった事実の有無
 - (ニ) 前に他の青年会議所に入会を拒否された事実の有無
 - (ホ) 他の団体への加入の有無、役員経験の有無
 - (ヘ) 第4条3項における推薦者の責任
 - (ト) その他審査にあたって必要な内容
 8. 入会審査会は、入会を希望する者の入会許諾を内定

し、その結果を入会審査会開催月度の理事会に上申する。

9. 入会審査会開催の為の庶務は入会担当委員会が之に当る。

第9条（入会の決定と入会手続）

1. 入会審査会から上申を受けた理事会は入会を希望する者の入会諾否を審議、決定する。
2. 事務局は理事会に於ける審査結果を直ちに入会を希望する者に文書で通知する。
3. 事務局は入会を許可された入会を希望する者（以下新入会員と称す）に対し、直ちに会員規律規定第3条に定める入会金並びに所定の会費等負担金の請求を行なう。
4. 新入会員は第3項に規定する負担金を事務局に納入した月の理事会実施日を入会日とし、同日より、正会員の資格を取得する。
5. 第3項に規定する負担金の納入期限は、入会を許可された月の末日とし、納入期限を過ぎても未納の場合は入会許可を取消される。
6. 入会担当委員会は新入会員を例会に於いて会員に紹介し、新入会員はJCバッヂ、その他必要な資料等を取得する。

第10条（再入会）

過去に当青年会議所を退会し、再入会を希望する者は、第3条に合致した推薦により、仮入会期間を免除し、入会審査会にはかかることができる。

但し、過去の在籍月数が24ヶ月以上かつ、退会した年度が入会申込書を提出した年度より5年以内であることを要す。

第11条（移籍入会）

他の青年会議所を退会し、引続き当青年会議所に
移籍入会を希望する者は退会した青年会議所理事長
の推薦と、第3条に合致した推薦により、仮入会期
間を免除し、入会審査会にはかる事が出来る。

入会規定付則

1. 入会規定本則により入会する者が、その所属する事業所から推薦を受けている場合には、当会員が退会または卒業するに際し、前記事業所がその所属する個人を新たに推薦し、かつその個人が理事会に於いて入会を認められた場合、入会金は免除される。但し、最初に入会する者は入会に際して追加入会金60,000円を納付しなければならない。
2. 正会員のうち本付則の適用を受けずに正会員になった者が、本付則の適用を希望する場合、理事会の承認をもって本付則の適用を受けることができる。但し本付則で定めた所属事業所よりの推薦を受けかつ追加入会金を納めなければならない。
3. 本付則適用をうけた事業所は、推薦会員の退会または卒業後6ヶ月以内に、新たに個人の推薦を行なわなければ、以降本則適用をうけられないものとする。
4. 本付則の適用をうけたものが、その所属する事業所を退職した後もその者が引き続き本会議所に留まる意志表示をした場合、新たに入会金を本人もしくは新規事業所が納入すれば本付則適用外の正会員として留まることが出来るものとする。但し新たにその個人が所属する事業所は本付則の継承はできないものとする。
5. 本付則に関して疑義が生じた場合は、理事会において審議決定することとする。

2024年12月12日現在 付則適用事業所

(株)ワールドインテック

名鉄観光サービス(株)

九州機電(株)

日本たばこ産業(株)

(株)不動産のデパートひろた

※順不同

一般社団法人 北九州青年会議所

役員選任規定

第1条（目的）

本規定は定款第31条第2項の規定する役員を選任に関する規則を定めることを目的とする。

第2条（役員選考委員会）

次年度役員候補者を選出する為毎年7月末日までに次年度役員選考委員会（以下役員選考委員会と称す）を設置する。

第3条（役員選考委員選挙の管理）

役員選考委員の選挙に関する庶務を管理するため、役員選考委員選挙管理委員会（以下選挙管理委員会と称す）を設置する。

第4条（選挙管理委員会）

選挙管理委員会の構成は10名以内とし、委員長は直前理事長が努め、その他の委員は理事長が正会員の中より理事会の承認を得て任命する。

2. 選挙管理委員長は、任命された委員の中から副委員長を任命する。
3. 開票の際の立会人は監事が之に当る。

第5条（役員選考委員選挙の方法）

役員選考委員の選挙は、毎年7月までの例会において被選挙権を有する正会員の中より、現理事長、理事長経験者を除く、10名以内の連記制の無記名投票により、得票数の多い者より順次選出し、得票数が同じ場合は年長者より決定する。なお、投票日については理事会にて決議する。

2. 前項の選挙に際して、やむを得ない事由により投票できない場合は、選挙管理委員会の指定する方法

で不在者投票ができる。

第6条（選挙権ならびに被選挙権）

選挙権は、投票日現在本会議所に90日以上在籍し、かつ当該年度の前期会費を完納している正会員に与えられる。

2. 被選挙権は投票日の属する月の前月末現在において本会議所に3年以上在籍し、かつ当該年度の前期会費を完納し、前年度JCに関する会合への出席が基準回数の3分の2以上である正会員に与えられる。

尚、投票日の属する月の前月末日現在休会中の正会員は被選挙権を有しない。

第7条（役員選考委員の定数）

役員選考委員の定数は、投票日の属する月の前月末日現在の正会員15名につき1名とする。

但し、その端数が出た場合は1名増すものとする。

第8条（役員選考委員の任期）

役員選考委員は、総会において役員全員の選任議決がなされると同時に退任する。

第9条（役員選考委員会の議決）

役員選考委員会は、その構成員の4分の3以上の出席により成立し、役員候補者の選出はその出席員の過半数によりこれを議決する。

第10条（理事長候補者の選出）

理事長候補者は理事長選考委員会においてこれを選出する。

第11条（理事長選考委員の構成）

理事長選考委員会は現理事長、理事長経験者及び予め選挙により選出された役員選考委員とで構成する。

2. 議長は現理事長が之に当る。

第12条（副理事長・専務理事・常務理事・常任理事・理事候補者の選出）

副理事長・専務理事・常務理事・常任理事候補者は、理事選考委員会においてこれを選出する。

2. 理事候補者は、別に定める付則に基づき選挙により定員の一部を選出し、その他の理事は定員の範囲内で理事選考委員会に於いてこれを選出する。

第13条（理事選考委員会の構成）

理事選考委員会は現理事長、理事長経験者、役員選考委員会及び本規程第10条により選出された理事長候補者とで構成する。

2. 議長は理事長候補者がこれに当る。

第14条（監事の選出）

次年度監事は、現理事長が8月末までに選出し、総会においてこれを議決する。

第15条（役員候補者の資格）

次年度役員候補者は、それぞれ選出された時点において、当該年度の前期会費を完納していなければならない。

第16条（役員の選任議決）

次年度の役員は、原則として毎年8月に臨時総会を開催し、同総会において、予め選出された役員候補者につきこれを議決する。

2. 通常総会において役員候補者の全部又は一部が否決された場合は、役員選考委員会は速やかに新たな役員候補者を選出した後、ただちに臨時総会を開催しこれを選任議決しなければならない。

第17条（役員の補充選任）

本規程により選出された全役員が就任後、その役員に欠員が生じその補充の必要のある時は、当

該年度理事長が正会員の中より指名選出する事が出来る。指名選出した後、ただちに総会を開き承認を受けなければならない。

第18条（施行規則等）

本規程に定めるもののほか役員選任に関して必要な事項は理事会において別に定めることが出来る。

役員選任規定付則

第1条（目的）

本規程は役員選任規程第12条第2項における理事の一部を会員による選挙（以下理事選挙と称す）によって選出するための規則を定めることを目的とする。

第2条（理事選挙の管理）

理事選挙に関する庶務の管理するための選挙管理委員会は、役員選考委員会の選挙管理委員会がこれを兼務する。

第3条（選挙権）

役員選考委員選挙に準じる。

第4条（被選挙権）

理事選挙に立候補する者は、以下の項目をすべて満たさなくてはならない。

- ①投票日の属する月の前月末現在において本会議所に2年以上在籍している。
- ②当該年度の前期会費を完納している。
- ③前年度の出席が基準回数の4分の3以上である。
- ④当該年度の理事でない。

第5条（立候補の手続き）

理事選挙に立候補する者は、下記の書類すべてを投票日の属する月の前月の10日までに選挙管理委員会へ提出しなければならない。

- ①立候補届け
- ②経歴書及び青年会議所での経歴書
- ③立候補抱負（400字以内）
- ④理事長・理事長経験者・監事を除く当該年度理事2名の推薦状

第6条（理事選挙の定員）

理事選挙の定員は5名とする。

第7条（立候補者の公報と無投票）

選挙管理委員会は、立候補者の資格を審査し、立候補者の氏名と抱負全文を投票日の属する月の前月末日までに会員に通知しなくてはならない。

2. 立候補者が定員以下の場合は、前項による選挙管理委員会の資格審査をもって立候補者全員を無投票にて当選とし、その旨を会員に通知しなくてはならない。

第8条（選挙の方法）

理事選挙は、毎年投票日の属する月の例会において役員選考委員選挙と同時に実施し、投票は3名以内の連記性、無記名とする。

2. 前項の選挙に際して、やむを得ない事由により投票が出来ない場合は、選挙管理委員会の指定する方法で不在者投票ができる。

第9条（当選者の決定）

選挙は得票数の多い者より順次当選とし、得票数が同じ場合は年長者より決定する。

一般社団法人 北九州青年会議所褒賞規程

第1条（目 的）

この規程はJC運動の発展と高揚に資する為、JC活動に特に貢献した委員会及び会員個人の名誉をたたえ褒賞することを目的とする。

第2条（褒賞審査委員会）

褒賞審査に公正を期す為、褒賞審査委員会を設置し、当委員会の決定に基づき褒賞を実施する。

2. 褒賞審査委員会は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、常務理事、常任理事を以って構成し当委員会委員長は、理事長が之に当る。

又、当委員会には少なくとも1名以上の監事の立会を要す。

3. 褒賞審査委員会には原則として会員のオブザーバー出席を認めない。但し委員長が必要と認めた場合はその限りではない。

4. 褒賞審査委員会運営の為の庶務は総務を担当する委員会が之に当る。

第3条（推 薦）

総務を担当する委員会は褒賞推薦書（様式-8）の提出期日を決定し、各推薦母体に推薦書の提出を求める。

2. 褒賞の推薦母体は次の通りとする。

(1) 委員会

(2) 役員

3. 各推薦母体は推薦書を所定の期日までに総務を担当する委員会に提出しなければならない。

4. 総務を担当する委員会は推薦書を取りまとめ、褒賞審査委員会委員長に提出する。

第4条（褒賞審査）

審査の対象は原則として本事業年度に於ける功績に対して行なう。但し必要に応じてその以前の活動も考慮する事が出来る。

2. 褒賞審査委員会委員長は総務を担当する委員会よりの推薦書提出を受けた後、可及的速やかに委員会を開催し褒賞審査を行なう。
3. 褒賞審査委員会は、構成委員の過半数の出席を以って成立し、議決に付いては当委員会出席委員の3分の2以上の賛成を要す。尚、構成委員の委任状または代理人による出席は認めない。
4. 各推薦母体は褒賞審査委員会より資料の提出または説明を求められた場合は之に応じなければならない。

第5条（褒賞の種類および基準）

委員会賞

(1) 最優秀委員会賞

JC活動を通じて本会議所に最も顕著な功績があった委員会に与える。

(2) 優秀委員会賞

JC活動を通じて本会議所に著しい功績があった委員会に与える。但し原則として2委員会以内とする。

2. 個人賞

(1) 優秀会員賞

JC活動を通じて本会議所の特に顕著な功績があった会員（特別会員を含む）に与える。

(2) 例会出席皆勤賞

本事業年度の全ての例会（総会も含む）に出席した会員に与える。

(3) 委員会出席優秀賞

本事業年度中に開催された所属委員会（臨時委員会を含む）に11回以上出席した会員に与える。

3. 特別賞

必要な場合は、褒賞審査委員会の決定により、特別賞を設けることが出来る。

第6条（褒賞の内容）

委員会賞

各委員会賞受賞委員会には夫々賞状並びに副賞を贈る。

2. 個人賞

(1) 優秀会員賞受賞者には、賞状並びに副賞を贈る。

(2) 例会出席皆勤賞受賞者には、連続出席皆勤年数に応じて記念品を贈る。

(3) 委員会出席優秀賞受賞者には記念品を贈る。

3. 特別賞

特別賞受賞者には、賞状並びに副賞を贈る。

4. 副賞並びに記念品は褒賞審査委員会の決定による。

第7条（褒賞の授与）

理事長は原則として12月度例会に於いて、具体的に褒賞理由を説明して褒賞の授与を行なう。

一般社団法人 **北九州青年会議所**
基本財産等管理規程

第1条（総 則）

この規程は、本会の基本財産及び特定資産の取得、維持、運用、並びに処分について必要な事項を規定する。

第2条（種 類）

本規程で、「基本財産等」とは、基本財産及び特定資産をいう。

第3条（基本財産）

基本財産は、定款第5条に定める各事業を行うために保有する。

2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを議決した財産とする。

3 基本財産は、やむを得ない理由があるときは、総会において総会員数の3分の2以上の同意を得て、その全部もしくは一部を処分し、または担保に供することができる。

4 基本財産の運用益は、定款第5条に定める事業に使用しなければならない。

第4条（特定資産）

特定資産は、以下のとおりとする。

- (1) 事業積立金
- (2) 災害特別基金
- (3) 祇園太鼓像維持管理基金
- (4) 国際基金

- 2 特定資産は、当該特定資産の目的である事項に関する費用の支出に充てるための資金をいう。
- 3 特定資産は、貸借対照表及び財産目録上、名称を付した特定資産として、他の資産と明確に区分して管理する。
- 4 特定資産は、当該特定資産の目的である事項に関する費用の支出に充てる場合を除いて、取り崩すことができない。
- 5 前項にかかわらず、特定資産は、本会の運営、収支状況に照らし、本会の一般会計収支決算に損失が生じたときに当該損失額の補填等のために、若しくは、基本財産に繰り入れるために、取り崩すことができる。
- 6 前項の目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して総会に付議し、その決議を得なければならない。

第5条（管理責任者）

基本財産等の管理責任者は理事長とする。

第6条（基本財産等の管理方式）

基本財産等のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、若しくは国公債等確実な有価証券に換えて保有するものとする。

第7条（基本財産等の運用）

基本財産等の運用にあたっては、前条の管理方式より逸脱しない範囲において、基本財産等管理委員会に諮問した上で総会の決議を得なければならない。

第8条（基本財産等管理委員会）

諮問機関として基本財産等管理委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1)理事長
- (2)副理事長
- (3)専務理事
- (4)正会員資格を有する理事長経験者
- (5)その他委員長が指名する正会員

2 基本財産等管理委員会の委員長は、当該年度の理事長がこれにあたる。

第9条（基本財産等管理委員会の招集）

基本財産等管理委員会は、委員長が必要と認めたときに随時招集するものとする。

第10条（基本財産等管理委員会の決議）

基本財産等管理委員会は、過半数以上の出席がなければ決議することができない。委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第11条（規程の改廃）

本規程の改廃は総会の議決による。

附 則

この規程は、2017年8月9日の通常総会決議をもって施行する。

賛助会員規定

第1条（目的）

本規定は、一般社団法人北九州青年会議所（以下「本会議所」という。）定款第2章 第10条に規定する賛助会員に関し、入会基準、会費、権利義務、手続等を定めることを目的とする。

第2条（入会基準）

1. 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体で、所定の入会申込を行い、理事会の承認を受けた者は、本会議所の賛助会員となることができる。なお、個人に関して、年齢は問わないものとする。
2. 賛助会員は、総会における議決権を有せず、また本会議所の運営に直接参加することはできない。

第3条（入会申込方法）

1. 賛助会員の申込は、原則として本会議所が指定する申込用紙により行う。
2. 申込者は、所定の申込用紙および誓約書に必要事項を記載し提出するものとする。
3. 理事会の承認をもって入会が確定する。

第4条（年会費）

1. 賛助会員の年会費は、1口1万円とし、最大20口（20万円）までとする。
2. 年会費は振込により、一括前納で納入するものとし、いかなる理由があっても返還しない。

第5条（会員期間）

1. 賛助会員の会員期間は、申込と入金を完了し、理事会で承認された日から翌年3月度理事会までとする。
2. 会員期間の更新にあたっては、本会議所が毎年12月末に更新のための会費請求書を送付し、賛助会員は翌年2月末までに会費（以下「更新会費」という。）納入を完了しなければならない。
3. 前項所定の期限内に更新会費の納入が確認できない場合、更新は行われず自動的に退会扱いとする。

第6条（会員権の喪失）

賛助会員は、次のいずれかに該当する場合、その会員権を喪失する。

1. 退会の申し出をしたとき（理事会承認は不要とする）
2. 更新会費を指定された納入期限までに納入しなかったとき
3. 理事会の決議により除名されたとき

第7条（退会手続）

賛助会員から退会の申し出があった場合、本会議所事務局は、退会を申し出た賛助会員宛に退会通知書を送付するものとする。

第8条（賛助会員の権利）

賛助会員は、会報誌および公式ホームページに会員名を掲載することができる。ただし、掲載の可否は、第3条所定の

1. 申込時に個別に意向確認するものとする。
2. 賛助会員は、特典を辞退することができる。